

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能を持ち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第二條 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6  箇条 9  箇条 12 12.1	箇条 6 定格 機器用カプラーの最大定格電圧及び最大定格電流は、規定の値以内でなければならない。  箇条 9 寸法及び適合性 機器用カプラーは、次のようなものでなければならない。 一意図しない又は不適切な接続を防止する設計及び構造である ーコネクタと機器用インレットとの間、又は機器用アウトレットとプラグコネクタとの間の単極接続は、可能でない ー不適切な機器用カプラー間のかん合は、可能でない ー標準化された機器用カプラーは、規定する適切なスタンダードシートに従う ー標準化されていない機器用カプラーの一部分とスタンダードシートに規定する機器用カプラーの一部分とのかん合は、可能でない、等  箇条 12 端子及び終端 12.1 一般事項	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				12.3	端子及び終端に対する要求事項は、適切な JIS 又は IEC 規格を適用しなければならない。端子は、端子の締付手段によって、他の部品を固定してはならない。 12.3 コード非交換形機器用カプラー コード非交換形機器用カプラーは、はんだ付け、溶接、圧着又はこれらと同等の効果をもつねじなし接続を備えなければならない。導体は、取外し可能であってはならない。	
				箇条 13	箇条 13 構造	
				13.2	13.2 コンタクト及びピンの位置 有極のコネクタ及びプラグコネクタの場合、極（コンタクト又はピン）は、スタンダードシートに従って、確実にかん合する位置になければならない。 スタンダードシートに従っていない有極の機器用カプラーの場合、正しい極性であることを確認しなければならない。	
				13.3	13.3 充電部をカバーする部分 充電部をカバーする部分は、緩むことがないように固定しなければならない。	
				13.4	13.4 ピン及びコンタクトの構造	
				13.4.2	13.4.2 ピンの保持 ピンは、工具を用いずに取外しができてはならない。また、ピンは、外覆いによって囲まなければならない。ピンは、外	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				13.5	覆いの縁からはみ出てはならない。 13.5 接触圧 コネクタ及び機器用アウトレットのコンタクトは、十分な接触圧が加えられるよう適応力のあるものでなければならない。コネクタ及び機器用アウトレットの場合、コンタクトの適応性が絶縁体の弾性に依存してはならない。	
				13.6	13.6 外郭	
				13.6.1	13.6.1 一般事項 コネクタ及びプラグコネクタの本体の部分は、他の部分と確実に固定しなければならない。	
				13.6.2	13.6.2 コネクタ及びプラグコネクタは、工具を用いずに取外しができるはならない。 コード交換形のコネクタ及びプラグコネクタの外郭は、端子、及びコードの少なくともシースを取り除く箇所までを完全に囲まなければならない。 コード交換形のコネクタ及びプラグコネクタの場合、本体の各部は、固定する手段と位置決めする手段とはそれぞれを分けて、互いに独立させなければならない、少なくともいずれか一方の手段、例えば1本のねじは、工具を用いずに取外しができるはならない。 溝付タッピンねじは、この目的のために用いてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				13.6.3	<p>コンタクトの弾性は、本体の各部の組立に依存してはならない。</p> <p>感電に対する保護を備えた部分は、組立ねじなどの部分的な緩みによって、分離してはならない。</p> <p>13.6.3 コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタ（以下、アクセサリ）は、次のようなものでなければならない。</p> <p>－ケーブル又はコードは、アクセサリが永久に使用不可能にならない限り、取り外してはならない</p> <p>－アクセサリは、手又は一般用の工具で分解できてはならない</p>	
				13.9	<p>13.9 接地極（コンタクト又はピン）なしのコネクタ及びプラグコネクタ、並びに接地極付で定格が2.5Aのコネクタ及びプラグコネクタは、コードセット又は相互接続コードセットの形態をとらなければならない。</p>	
				13.10	<p>13.10 ヒューズ、リレー、自動温度調節器及び温度過昇防止装置は、スタンダードシートに従ったコネクタ及びプラグコネクタに組み込んではならない。</p> <p>機器用カプラーに組み込むスイッチは、当該JISに従わなければならない。機器用カプラーに組み込むエネルギー調整器は、当該JISに従わなければならない。</p>	
				箇条 16	<p>箇条 16 コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引抜</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				<p>箇条 17</p> <p>きに必要な力 機器用カプラーは、コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引抜きが容易で、かつ、通常の使用においてコネクタ及び機器用アウトレットが機器用インレット及びプラグコネクタから抜け落ちるのを防止する構造でなければならない。</p> <p>箇条 17 コンタクトの動作 機器用カプラーのコンタクトとピンとは、滑りの動作を伴う接続で行わなければならない。 コンタクトとピンとの間、及び接地コンタクトと接地ピンとの間の接触圧は、それらを取り付ける絶縁体の弾性に依存してはならない。</p> <p>箇条 22</p> <p>22.1 箇条 22 コード及びその接続 22.1 接地極（コンタクト又はピン）をもつコード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタは、3芯コードを備えなければならない。コード非交換形で有極のコネクタ及びプラグコネクタのコードの線芯は、次のように極（コンタクト又はピン）に接続しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 接地極の線芯：緑及び黄色</li> <li>－ 通電（ライブ）極の線芯：茶色</li> <li>－ 中性極又は接地側の線芯：ライトブルー</li> </ul> <p>22.2.2 22.2.2 コード交換形コネクタ及びプラグコネクタの追加要</p>		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.3	<p>求事項</p> <p>コード交換形のコネクタ及びプラグコネクタのコード止めは、間に合わせの方法、例えばコードに結び目を作ったり、末端を糸で結ぶような方法を用いてはならない</p> <p>22.3 屈曲試験</p> <p>コネクタ及びプラグコネクタは、コードがコネクタ及びプラグコネクタに入る部分で過度に曲がらないように設計しなければならない。</p>	
				箇条 25	<p>箇条 25 ねじ、通電部及び接続部</p>	
				25.1	<p>25.1 一般事項</p> <p>導体の接続に用いるねじ及びナットは、金属ねじ山にねじ込まなければならない。</p> <p>機器用カプラーの取付部のねじは、溝付タッピンねじであってはならない。</p> <p>絶縁材料製のねじは、金属ねじに交換することによって機器用カプラーの絶縁を損なうようなおそれがある場合、用いてはならない。</p>	
				25.2	<p>25.2 電氣的接続</p> <p>電氣的接続は、接触圧が磁器又は純マイカ以外の絶縁材料を通して伝達されてはならない。</p>	
				25.3	<p>25.3 接続の保持</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き					機械的接続と電氣的接続とを兼ねて使用するねじ及びリベットは、緩んだり、回転したりすることのないように固定しなければならない	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 接地の装備 保護接地極（コンタクト又はピン）をもつ機器用カプラーは、保護接地極を最初に接続し、他の極よりも後に保護接地極を開放する構造でなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8	箇条 8 表示 次の事項を表示しなければならない。 ー 製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は略号 ー 形名 ー 定格電流 ー 定格電圧 ー 供給電源の種別の記号 ー 接地用端子：PE 又は記号 ー 中性線専用端子：N、等	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.7	箇条 13 構造 13.7 接地接続 機器用カプラーの金属部は、腐食によって電氣的及び機械的特性に関する安全性を損なわないように設計しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				<p>箇条 17</p> <p>接地極と接地用端子との間の接続は、耐腐食性をもつ金属でなければならない。</p> <p>箇条 17 コンタクトの動作</p> <p>コネクタ及び機器用アウトレットのコンタクトは、十分な接触圧をもち、通常の使用状態で劣化するおそれがあるてはならない。</p> <p>箇条 19</p> <p>箇条 19 開閉性能</p> <p>機器用カプラーは、規定の開閉試験後、その後の使用を妨げるような損傷があつてはならない。</p> <p>箇条 20</p> <p>箇条 20 通常操作</p> <p>機器用カプラーは、通常の使用状態において起こり得る機械的、電気的及び熱的応力に対し、過度な摩耗などの有害な影響を受けることなく、これに耐えるものでなければならない。</p> <p>箇条 22</p> <p>箇条 22 コード及びその接続</p> <p>22.3</p> <p>22.3 屈曲試験</p> <p>規定の屈曲試験中、試験電流が流れなくなったり、導体間に短絡が生じてはならない。</p> <p>屈曲試験後、試料にこの規格の要求事項を満たさなくなる損傷があつてはならない。</p> <p>コードガードがある場合は、それが本体から離脱したり、コ</p>		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 24 24.2.1  箇条 25 25.3  25.4  箇条 28	一ドの絶縁体が摩耗したり、擦り切れたりしてはならない。  箇条 24 耐熱性及び耐劣化性 24.2.1 一般事項 エラストマ性又は熱可塑性の材料のコネクタ及びプラグコネクタは、劣化に対する十分な耐性をもたなければならない。  箇条 25 ねじ、通電部及び接続部 25.3 接続の保持 端子とその他の部品との結合部は、通常の使用状態で緩まないように設計しなければならない。  25.4 金属部品 通電ピン、通電コンタクト、接地ピン及び接地コンタクトは、機器用カプラーの中で発生する状態の下で、十分な耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。  箇条 28 耐腐食性 鉄製の部分は、さびに対して適切に保護しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14	箇条 14 耐湿性 機器用カプラーは、通常の使用状態における湿気に耐えなければならない。 機器用カプラーを、通常の使用状態で液体がこぼれるおそれの	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		ているものとする。			ある機器に用いる場合、機器は、耐水保護性能をもたなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.4  箇条 18 18.1  箇条 22 22.3  箇条 24 24.1	箇条 10 感電に対する保護 10.4 外郭部分 コネクタ、機器用アウトレット及びプラグコネクタの外郭部分は、組立用ねじ又はこれに類するものを除き、絶縁材料でできていなければならない。 箇条 18 高温用及び超高温用機器用ケーブルの耐熱性 18.1 一般事項 高温用及び超高温用の機器用ケーブルは、機器から発生する熱に十分耐えなければならない。 高温用及び超高温用のコネクタ及びプラグコネクタは、絶縁材料が過度に加熱することのないような構造でなければならない。 箇条 22 コード及びその接続 22.3 屈曲試験 コードがコネクタ及びプラグコネクタに入る部分で過度に曲がらないように付けるコードガードは、絶縁材料製でなければならない。 箇条 24 耐熱性及び耐劣化性 24.1 耐熱性	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 25 25.4 箇条 27 27.1.1 27.2	機器用カプラーは、十分な耐熱性をもたなければならない。 箇条 25 ねじ、通電部及び接続部 25.4 金属部品 機械的摩耗を受けるおそれのある部品は、電気めっき被膜をもつ鋼であってはならない。 箇条 27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.1.1 一般事項 電気的作用による熱ストレスを受けるおそれのある絶縁材料製の部分又は安全性を損ねる劣化が起こる可能性がある部分は、アクセサリの内部で発生する熱及び炎によって、著しい影響を受けてはならない。 27.2 耐トラッキング性 高温用及び超高温用の機器用カプラーの充電部を保持する又はそれに接触する絶縁部は、耐トラッキング性材料のものでなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1	箇条 10 感電に対する保護 10.1 充電部の接近 機器用カプラーは、部分的に又は完全にかん合したとき、充電部に接触しないように設計しなければならない。 コネクタ及び機器用アウトレットは、通常使用するように適切に組み立て、結線したとき、充電部に接触しないように設	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				10.2	計しなければならない。 10.2 単極接続に対する保護 機器用インレット又はプラグコネクタのピンとコネクタ又は機器用アウトレットのコンタクトとが接触したとき、ピンが可触になるような長さであってはならない。	
				10.3	10.3 充電部への接近に対する保護 充電部への接近を防止する部分は、工具を用いなくて取り外すことができてはならない。	
				箇条 13	箇条 13 構造	
				13.1	13.1 偶然に接触する危険性 機器用カプラーは、機器用インレット又はプラグコネクタの接地ピンとコネクタ又は機器用アウトレットの通電コンタクトとの間で、偶然に接触するおそれがないように設計しなければならない。	
				13.8	13.8 端子及び終端の構成	
				13.8.1	13.8.1 一般事項 コード交換形アクセサリの端子及びコード非交換形アクセサリの終端は、アクセサリ内の導体の外れた素線によって感電の危険が生じないように配置又は遮蔽しなければならない。	
				13.8.2	13.8.2 コード交換形アクセサリの自由な素線試験	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				13.8.3  箇条 22 22.3  箇条 23 23.6	<p>充電用端子に接続した導体の自由な素線は、あらゆる可触金属部に接触せず、また、アクセサリを組み立てたときに外郭の外に出てはならない。 接地用端子に接続した導体の自由な素線は、充電部に接触してはならない。</p> <p>13.8.3 コード非交換形非成型アクセサリの自由な素線試験 充電終端に接続した導体の自由な素線は、あらゆる可触金属部に接触してはならない。 接地終端に接続した導体の自由な素線は、充電部に接触してはならない。</p> <p>箇条 22 コード及びその接続</p> <p>22.3 屈曲試験 規定の屈曲試験において、コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタの場合は、切断した導体のより線が絶縁体を貫通して可触状態になってはならない。</p> <p>箇条 23 機械的強度</p> <p>23.6 トルク及び引張試験 規定の試験後、感電に対して保護する部分が緩んだり、充電部に触れることができるようになってはならない。</p>	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13  13.7	箇条 13 構造  13.7 接地接続  コネクタ及びプラグコネクタの接地極（コンタクト又はピ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き					ン)は、本体に固定しなくてはならない。接地極と接地用端子とが一体でない場合は、それらの部分をリベット、溶接又は同様の確実な方法によって互いに固定しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.8 13.8.1  13.8.3  箇条 15  箇条 19	箇条 13 構造 13.8 端子及び終端の構成 13.8.1 一般事項 コード非交換形成型アクセサリは、導体の外れた素線がその素線と、アクセサリの全ての可触外面との間の距離が要求する最小絶縁距離未満に減少することを防止する手段を備えなければならない。 13.8.3 コード非交換形非成型アクセサリの自由な素線試験 規定の試験において、構造的な隙間を通る外面までの沿面距離及び空間距離は、規定値より減少してはならない。 箇条 15 絶縁抵抗及び耐電圧 機器用カプラーは、適切な絶縁抵抗及び耐電圧をもたなければならない。 箇条 19 開閉性能 規定の試験において、機器用カプラーは、異極充電部間又は充電部と接地回路との間にフラッシュオーバーがあってはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 22 22.2 22.2.2 箇条 26 26.1	箇条 22 コード及びその接続 22.2 コード止め 22.2.2 コード交換形のコネクタ及びプラグコネクタのねじを含むコード止めの金属部品は、接地回路から絶縁しなければならない。 箇条 26 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 26.1 機器用カプラーは、空間距離、沿面距離及び絶縁材料を通しての距離が、機器用カプラー及び相互接続カプラーの寿命中に生じる環境的影響の下において、電氣的、機械的及び熱的応力に耐えるのに十分な構造でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 27 27.1.1	箇条 19 開閉性能 機器用カプラーは、規定の試験中にいずれの箇所にも持続するアークがあってはならない。 箇条 27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.1.1 一般事項 電氣的作用による熱ストレスを受けるおそれのある絶縁材料製の部分又は安全性を損ねる劣化が起こる可能性がある部分は、アクセサリの内部で発生する熱及び炎によって、著しい影響を受けてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21	箇条 21 温度上昇 コンタクト、その他の通電部は、電流が流れて生じる温度上	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			昇が過度にならないように設計しなければならない。 端子又は終端及びコンタクトの温度上昇は、45 Kを超えてはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.2 22.2.2	箇条 22 コード及びその接続 22.2 コード止め 22.2.2 コード交換形コネクタ及びプラグコネクタの追加要求事項 コードは、コード止めの締付ねじに接触してはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.4 13.4.1  13.4.2  13.4.3  箇条 22	箇条 13 構造 13.4 ピン及びコンタクトの構造 13.4.1 回転の防止 機器用インレット及びプラグコネクタのピン並びにコネクタ及び機器用アウトレットのコンタクトは、回転しないように固定しなければならない。 13.4.2 ピンの保持 機器用インレット及びプラグコネクタのピンは、確実に固定し、十分な機械的強度をもたなければならない。 13.4.3 中空ピン 中空ピンは、規定の加圧試験の結果、ピンの形状に顕著な変化が現れてはならない。 箇条 22 コード及びその接続	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				22.2	22.2 コード止め	
				22.2.1	22.2.1 一般事項 コネクタ及びプラグコネクタは、導体を端子又は終端に接続する箇所、ねじれを含む張力が加わらないように、また、外側の被覆を摩耗から保護するために、コード止めを備えていなければならない。	
				22.2.2	22.2.2 コード交換形のコネクタ及びプラグコネクタは、次のようなものでなければならない。 － コードに張力が加わらないようにする方法及びねじれ防止を有効にする方法を明らかにする － コード止め又はその一部がコネクタ及びプラグコネクタの他の構成部品の一つと一体となっているか又はそれに固定する	
				22.2.3	22.2.3 ケーブル止めの引張試験 ケーブル止めに規定の引張試験及びトルク試験を行ったとき、コードは、規定以上に移動してはならない。	
				箇条 23	箇条 23 機械的強度 機器用ケーブルは、規定の自然落下試験、横方向による引張試験、インパクト試験、トルク及び引張試験等に耐える十分な機械的強度をもたなければならない。	
				箇条 25	箇条 25 ねじ、通電部及び接続部	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					ねじは、規定の試験において、ねじ接続は緩まず、その後のアクセサリの使用を妨げるようなねじの破損、又はねじ頭の溝、ねじ山、ワッシャ若しくは締付板の損傷が生じてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能を持ち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	— 箇条29 電磁両立性 (EMC) 要求事項 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。	一般的に、通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能を持ち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によつ

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カップラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
十五 条第1項 続き	害の防止	ないものとする。				て人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12  箇条 22	箇条 12 端子及び終端 コード交換形機器用カプラーは、規定の寸法の電線を適切に接続ができるねじ形又はねじなし形締付式接続器具を備えなければならない。 箇条 22 コード及びその接続 コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタは、コネクタ及びプラグコネクタのタイプに従って規定するコードのタイプ以上のコードを備え、かつ、コードは規定する公称断面積以上のものでなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	— 箇条 29 電磁両立性 (EMC) 要求事項 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。 29.1 イミューニティー電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、通常、電磁妨害に影響されないため、イミューニティー試験は要求しない。	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	簡条 29 電磁両立性 (EMC) 要求事項 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。 29.2 エミッション—電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、電磁妨害を発生しない。したがって、エミッション試験は必要としない。	一般的に、通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	簡条 8 8.5 8.7 8.8	簡条 8 表示 8.5 表示の識別 規定するコネクタ及びプラグコネクタの表示は、コネクタ及びプラグコネクタを結線するとき及び使用可能な状態において、容易に識別できなければならない。 8.7 耐久性 この規格に規定する表示は、読みやすく、かつ、容易に消えてはならない。表示は、ねじ、取り外せるワッシャ、その他の取り外せるものの上にあってはならない。 8.8 試験及び検査 表示は、この試験及びこの規格の全ての非破壊試験の後、読むことができなければならない。ラベルは容易に剝がれたり、めくれあがったりしてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カップラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				